

学校の敷地内、**周囲**
通学時間帯の**通学路**は

禁煙



です

子どもの周りで
たばこは吸わないでね
(加熱式たばこも含む)



兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」により上記場所での喫煙は禁止です。

姫路市